

# コープデリでんきベーシックメニュー 重要事項説明書

お客さまが、いばらきコープ生活協同組合（以下（当生協）といいます。）に電気使用の申し込みをしていただくにあたり、当生協が電気事業法に基づき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給及び使用に関する契約（以下「電気需給契約」といいます。）の詳細は、電気取次供給基本約款及び電気個別約款（以下「約款等」といいます。）に定めています。当生協は、電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第2条の14第1項に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、約款等を当生協のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

## 1. 電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間

- (1) 当生協に電気の需給契約の申し込みを行うためには、これに先立ち、当生協へ加入いただきます。
- (2) お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ約款等を承諾のうえ、当生協が必要とする事項を明らかにし、所定の様式により申し込みをしていただきます。
- (3) 申し込みは、当生協所定の場所で受け付けます。なお、当生協が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申し込みを受け付けることがあります。
- (4) 電気需給契約の申し込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。
  - ア 約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当生協の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当生協または株式会社CDエナジーダイレクト（以下、「CDエナジーダイレクト」といいます。）が通知すること。
  - イ 東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）が託送供給等約款及びその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。
  - ウ 電気需給契約に基づきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等に基づく接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に当生協またはCDエナジーダイレクトが情報を提供すること。
- (5) 電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当生協が承諾したときに成立いたします。
- (6) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降、満1年となる日までといたします。
- (7) 契約期間満了に先だてて需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (8) 当生協は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 2. 使用開始予定日

- (1) 当生協へスイッチングされる場合の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者（旧小売電気事業者）との解約や接続供給会社との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、接続供給会社の託送約款等に定める計量日（次回計量日または次々回計量日）といたします。
- (2) 転宅等で新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。
- (3) 供給開始後に、ご契約内容をお知らせする書面を送付いたします。
- (4) 旧小売電気事業者への解約連絡は当生協がお客さまに代わり行いますので、当生協の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。
- (5) 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の10営業日前までに当生協へその旨をお申し出いただく必要がございます。

## 3. 料金プランの適用等

- (1) 料金プランはお客さまからの申し込みに基づき適用いたします。

## 4. 電気ご使用量の計量や電気料金の算定方法等

- (1) 接続供給会社が託送約款等に基づき計量した値を用いて、その料金算定期間の使用量を算定いたします。計量器は、託送約款等に基づき接続供給会社が設置いたします。料金の算定期間における使用量は、30分ごとの使用量の合計として算定いたします。
- (2) 計量器の故障や特別の事情等があり、使用量の算定に計量値等を用いることが適当でないときには、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当生協との協議によって使用量を定めます。
- (3) 当生協は、電気個別約款の料金表を適用して、その使用量に基づき電気料金を算定いたします。
- (4) 料金算定期間は、計量日（電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間とします。また、お引越等により、ご使用期間が1か月に満たない場合、約款等に定める算定式に基づき日割り計算を行います。
- (5) 電気料金は、契約電流、契約容量若しくは契約電力によって決まる「基本料金」と、電気ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

※燃料費調整制度及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細及び適用単価は、当生協ホームページ等をご確認ください。

<計算方法>

$$\text{電気料金} = \text{基本料金 (税込)} + \text{電力量料金単価 (税込) × 電気ご使用量} \pm \text{燃料費調整単価 (税込) × 電気ご使用量} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (税込) × 電気ご使用量}$$

- (6) 料金プランの料金表及び適用条件については、約款等をご確認ください。

## 5. 電気使用量及び電気料金のお知らせとお支払いについて

- (1) コーポレート宅配をご利用のお客さまは検針日の属する月の翌月の配達時にお渡しするお届け明細書兼請求書内でお知らせし、その他のお客さまは郵送により通知いたします。
- (2) 電気料金は毎月、検針日の属する月の翌々月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）に当生協に登録された口座から口座振替にてお支払いいただきます。
- (3) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日の属する月の末日とします。ただし、電気需給契約を解約した場合の、前回の電気の計量日から解約日までの電気料金の支払義務発生日は、解約日とします。
- (4) 電気料金の支払期日は、支払義務発生日の翌々月5日目といたします。
- (5) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当生協は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。
- (6) 支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

## 6. 供給電圧及び周波数

当生協がCDエナジーダイレクト（小売電気事業者）との取次契約に基づき、CDエナジーダイレクトが供給する電気の供給電圧及び周波数は次の通りです。

【供給電圧】 標準電圧100ボルトまたは200ボルト 【周波数】 標準周波数50ヘルツ（一部地域は60ヘルツ）

## 7. お客さまの申し出による電気需給契約の変更または解約

- (1) お客さまのお申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、当生協ホームページまたは当生協問い合わせ先へのお電話、または書面にてお手続きをしていただきます。転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の10営業日前までに当生協へお申し出いただく必要があります。
- (2) お客さまが当生協から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。（当生協への解約のお申し出は不要です。）
- (3) お客さまが契約電流、契約容量若しくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量若しくは契約電力を減少しようとする場合は、当生協またはCDエナジーダイレクトは電気需給契約の消滅または変更の日に、電気料金及び工事費を精算していただきます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

## 8. 当生協からの申し出による電気需給契約の変更または解約

- (1) 当生協は、約款等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の計量日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の約款等によります。その場合には、変更後の約款等を当生協のホームページに掲示する方法またはその他当生協が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。
- (2) 約款等または電気需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、電気事業法第2条の13第2項に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当生協が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものいたします。また、同法第2条の14第1項に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当生協が適当と判断した方法により行い、当生協の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項並びに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものいたします。
- (3) 約款等または電気需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、電気事業法第2条の13第2項に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明すれば足りるものいたします。また同法第2条の14第1項に基づく書面の交付については、これを行わないものいたします。
- (4) 当生協は、電気料金の支払期日を経過してもお支払いが確認できない場合15日前を目安に解約通知を行ったうえで需給契約を解約することがあります。
- (5) お客さまが、当生協に電気の使用廃止の通知をすることなく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、当生協は、接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に契約を解約いたします。

## 9. 工事費等の負担

当生協またはCDエナジーダイレクトが、接続供給会社からお客さまの需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合には、当生協またはCDエナジーダイレクトは、その金額をお客さまから、原則として、接続供給会社の工事着手前に申し受けます。また、当生協またはCDエナジーダイレクトは、接続供給会社の設計変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものいたします。

## 10. 違約金及び設備賠償金

- (1) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当生協またはCDエナジーダイレクトは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (2) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当生協またはCDエナジーダイレクトが決定した期間といたします。
- (3) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内のCDエナジーダイレクトまたは接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、CDエナジーダイレクトの設備の場合かつ修理可能であるときは修理費、CDエナジーダイレクトの設備の場合かつ亡失または修理不可能であるときは、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。また、接続供給会社の設備の場合は接続供給会社に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。



## 1 1. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当生協またはCDエナジーダイレクトまたは接続供給会社は、供給設備または計量器等の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地若しくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

## 1 2. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当生協またはCDエナジーダイレクト及び接続供給会社にご連絡いただくようご協力ください。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。
  - ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状、若しくは故障があり、または異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - イ お客さまの電気工作物に異状若しくは故障があり、または異状若しくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) その他、接続供給会社の託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

## 1 3. その他

- (1) お客さまが当生協にスイッチングされると、旧小売電気事業者との契約は解約となりますので、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金が発生する場合があります。また、旧小売電気事業者で利用されているポイント等のサービスが失効・停止する場合等、お客さまの不利益になる事項が発生する場合があります。
- (2) クーリング・オフにより契約を解除された場合や当生協から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申し込みいただく必要があります。
- (3) 当生協または接続供給会社が解約をし、または供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために、お客さままたは第三者が損害を受けられても、当生協の責めに帰すべき事由がないときは、当生協は賠償の責任を負いません。
- (4) 当生協は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当生協のプライバシーポリシーをご確認ください。

## 1 4. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当生協は個人情報の利用目的を、定款に基づき実施している事業における商品の案内、受注、発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報の収集や利用明細等のお知らせ及び定款で備え付けと閲覧が義務づけられている範囲に限るものとします。
  - ① 出資金、組合員名簿の管理
  - ② 定款に基づく事業における商品及び各種サービスの案内・注文受付・お届けまたは提供
  - ③ ご利用明細等のお知らせ及びご利用代金の口座振替、振込
  - ④ アフターサービスや商品事故などへの対応
  - ⑤ お問い合わせへの対応やご連絡
  - ⑥ 当生協の商品・サービス・運営の改善に関わるご意見の集約
  - ⑦ 当生協の事業や運営、活動に関わる情報の提供
  - ⑧ 法令に基づく対応

利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行いません。

- (2) 契約手続きに際しお伺いしたお客さまの個人情報は、「いばらきコープの個人情報保護の基本的な考え方」に従い取扱いするとともに、首都圏における商品・サービスの提案・提供・開発・改善及びこれらに付随する業務を行うため、当生協とCDエナジーダイレクトとの間で共同利用いたします。
- (3) CDエナジーダイレクトは、取得したお客さまの個人情報を次の目的に利用いたします。
  - ① エネルギーの供給及びその普及拡大
  - ② エネルギー供給設備工事
  - ③ エネルギー供給設備・消費機器の修理・取替・点検等の保安活動
  - ④ 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
  - ⑤ エネルギー消費機器・警報器等の機器及び住宅設備の販売、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
  - ⑥ 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析・研究開発
  - ⑦ その他これらに付随する業務の実施
- (4) CDエナジーダイレクトは、取得したお客さまの個人情報を、小売電気事業の実施に必要な範囲で、小売電気事業者、接続供給会社との間で共同利用いたします。また、適切な監督のもと、事業運営上業務の一部を委託し、業務委託先に対して必要な範囲で個人情報を提供することがあります。

## 1 5. 約款の変更

- (1) 当生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、約款を変更することができます。
- (2) 前項の場合、当生協は、相当期間を経た効力発生日を定めた上で、約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更の効力発生日について、次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
  - ① 利用者への配布（必要に応じて）
  - ② 電子メールの送信等の電磁的方法（必要に応じて）
  - ③ WEBサイトへの掲示
  - ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

## 16. 連絡先

区 分	事業者名	住 所	お問い合わせ先	受付時間
電気小売事業者	株式会社CDエナジーダイレクト 小売電気事業者登録番号 A0490	東京都中央区日本橋室町 4-5-1	0120-811-792	平日 9:00~19:00 土日祝・1/2・1/3 9:00~17:00
電気取次事業者	いばらきコープ生活協同組合	茨城県小美玉市西郷地 1703	コープデリでんき・ガス コールセンター 0120-362-700	月~土 9:00~18:00 (日曜日はお休み)